

他施設からの審査委受託に係る経費について

当院における経費の算定は以下のとおり行います。(2024年2月現在)

1. 新規契約締結時(初年度)に算定する算出基準(消費税込み)

経費内訳(円)	医薬品・医療機器・再生医療等製品	製造販売後臨床試験
①審査費(新規)※1	250,000/契約 なお、付随研究の審査がある場合は 上記に加えて 100,000円/契約	250,000/契約 なお、付随研究の審査がある場合は 上記に加えて 100,000円/契約
②審査費(継続)※2	120,000/契約	120,000/契約
③謝金※3	7,700/契約	7,700/契約
④備品費※3	6,600×終了後の資料 保管希望年数	6,600×終了後の資料 保管希望年数
⑤管理費	(①+②+③+④) × 0.2	(①+②+③+④) × 0.2
(1)直接経費 計	①+②+③+④+⑤	①+②+③+④+⑤
(2)間接経費	(1) × 0.3	(1) × 0.3
計	(1) + (2)	(1) + (2)

※1 審査費(新規)は、当院と同一の実施計画書の場合、150,000円/契約となります。

※2 審査費(継続)は、初回審査が3月に行われた場合は算定されません。

契約締結後、治験審査委員会審査に至らなかった場合、表中①(審査費(新規))のみ返金いたします。

※3 消費税率10%で算定。消費税率改正がなされた場合はそれに準じて算定する。

2. 2年目以降に算定する算出基準(消費税込み)

経費内訳(円)	医薬品・医療機器・再生医療等製品	製造販売後臨床試験
②審査費(継続)	120,000/契約	120,000/契約
③謝金※3	7,700/契約	7,700/契約
⑤管理費	(②+③) × 0.2	(②+③) × 0.2
(1)直接経費 計	②+③+⑤	②+③+⑤
(2)間接経費	(1) × 0.3	(1) × 0.3
計	(1) + (2)	(1) + (2)

CMA-Okayama を利用する場合は、以下を参照いただきますようお願いします。

「CMA 治験 NW における審査委受託に関して算定する算出基準」:

以下 URL より、セントラル IRB 料金算定表(CMA-Okayama における治験の委受託審査の経費について)参照。

<https://www.cma-o.jp/research/cma/format/>